

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次の講習会を管理理容師及び管理美容師の資格認定講習会として指定した。

平成30年2月2日

北海道知事 高橋 はるみ



1 講習会の名称及び定員

- |                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| (1) 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会（第1回） | 150名 |
| (2) 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会（第2回） | 150名 |

2 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

3 開催地

札幌市

4 講習期間

- (1) 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会（第1回）  
平成30年7月3日（火）から同月5日（木）までの3日間
- (2) 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会（第2回）  
平成30年9月4日（火）から同月6日（木）までの3日間

5 申込先

郵便番号 060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 北海道労働福祉会館内3階

(公財)理容師美容師試験研修センター 北海道ブロック事務所

電話 011-261-2088 FAX 011-261-2089

6 受講申込書の配布に係る受付期間等

(1) 受付期間

ア 第1回 平成30年3月26日（月）から同年4月13日（金）まで

イ 第2回 平成30年5月28日（月）から同年6月15日（金）まで

(2) 配布の申込みはインターネット、郵送またはFAXで行うこととする。

(3) 配布申込数が、講習会定員数を超えた場合は抽選とする。

ただし、配布申込数が講習会定員数に満たない場合は、各受講申込書の受付期間までその申込みを受け付けるものとする。

(4) 受講申込書の発送は受付期間終了後に行うこととする。

なお、期間終了後に配付の申込みを受け付けたものについては適時発送する。

7 受講申込書の受付期間

(1) 第1回 平成30年4月16日（月）から同年5月7日（月）まで

(2) 第2回 平成30年6月18日（月）から同年7月6日（金）まで

8 受講料

16,000円